

○浜松市医療法事務取扱要領

制定 平成11年 3月31日

この要領は、医療法（昭和23年法律第205号）の施行について、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）、医療法施行条例（平成25年条例第35号）及び浜松市医療法施行細則（平成9年規則第45号。以下「細則」という。）に定めがあるもののほか、必要な細目を定める。

第1 細則第2条第2項第2号の書類は、別表「チェックリスト」の事前協議欄に○又は△の記載があるもの（建物平面図を除く。）とする。

第2 細則第2条の承認に係る通知の様式は、別記様式第1号とする。

第3 細則第3条第2項第2号の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開設者である医師又は歯科医師の免許証の写し及び履歴書（開設者が医師又は歯科医師の場合）
- (2) 案内図
- (3) 入院患者等状況調べ（様式例1）
- (4) 非常勤職員の常勤換算表（様式例2）
- (5) 土地及び建物の登記事項証明書
- (6) 土地、建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書の写し
- (7) 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可書の写し

第4 細則第3条及び第4条の許可に係る通知の様式は、別記様式第2号とする。

第5 細則第4条第2項の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 従業者名簿
- (2) 案内図
- (3) 土地、建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書の写し
- (4) 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可書の写し

第6 細則第5条第2項の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 従業者名簿
- (2) 案内図
- (3) 土地、建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書の写し

第7 細則第5条の許可に係る通知の様式は、別記様式第3号とする。

第8 細則第6条第2項第2号の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 省令第1条の14第1項第5号に掲げる事項の変更にあっては、その変更を明確にする書類

- (2) 変更の概要（様式例3）
- (3) 病床数を変更する場合は、病床変更の概要（様式例4）
- (4) 構造設備比較一覧表（様式例5）
- (5) 土地、建物の登記事項証明書（新たに取得する場合）
- (6) 土地、建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書の写し

第9 細則第6条の許可に係る通知の様式は、別記様式第4号とする。

第10 細則第7条第2項第2号の書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、療養病床を設置する場合に限る。

- (1) 従業者名簿又は従業者採用計画
- (2) 非常勤職員の常勤換算表（様式例2）

第11 細則第7条の許可に係る通知の様式は、別記様式第5号とする。

第12 細則第7条の2第2項第2号の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構造設備比較一覧表（様式例5）

第13 細則第7条の2の許可に係る通知の様式は、別記様式第6号とする。

第14 細則第8条第2項の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開設者又は管理者である医師又は歯科医師の免許証の写し及び履歴書
- (2) 従業者名簿
- (3) 有資格従業者（第1号に規定する医師及び歯科医師を除く。）の免許証の写し及び履歴書
- (4) 案内図
- (5) 敷地周辺の見取図
- (6) 土地、建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書の写し
- (7) 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可書の写し

第15 細則第9条第2項の書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、出張による開設の場合は、4号から7号までに掲げる書類を除く。

- (1) 開設者又は管理者である助産師の免許証の写し及び履歴書
- (2) 従業者名簿
- (3) 有資格従業者（第1号に規定する助産師を除く。）の免許証の写し及び履歴書
- (4) 案内図
- (5) 敷地周辺の見取図
- (6) 建物平面図
- (7) 土地、建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書の写し

第16 細則第10条第2項第2号の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者である医師、歯科医師又は助産師の免許証の写し及び履歴書
- (2) 有資格従業者（第1号に規定する医師、歯科医師及び助産師を除く。）の免許証の写し及び履歴書

第17 細則第11条第2項第2号の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可書の写し
- (2) 定款、寄付行為又は条例を変更した場合は、その写し
- (3) 病室の病床数を減少する場合は、変更の概要（様式例3）、病床変更の概要（様式例4）及び構造設備比較一覧表（様式例5）

第18 細則第12条第2項第2号の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医師、歯科医師、及び助産師に係る変更の場合は、その者の免許証の写し及び履歴書
- (2) 診療所における専属薬剤師に係る変更の場合は、その者の免許証の写し
- (3) 政令第4条の2第2項による診療科目の変更において麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可書の写し
- (4) 病室の変更の場合は、構造設備比較一覧表（様式例5）
- (5) 土地、建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書の写し

第19 細則第15条第2項の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者としようとする医師、歯科医師又は助産師の免許証の写し及び履歴書

第20 細則第15条の許可に係る通知の様式は、別記様式第7号とする。

第21 細則第16条による通知の様式は、別記様式第8号とする。

第22 省令第9条の15の2に規定する申請は、宿直医師免除申請書(様式例6)により行わなければならない。

2 前項の申請書には、医師が適切な診療を行える状態が客観的に確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

第23 細則第18条の許可に係る通知の様式は、別記様式第9号とする。

第24 細則第19条第2項の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調剤数及び取扱処方箋数に係る書類

第25 細則第19条の許可に係る通知の様式は、別記様式第10号とする。

第26 細則第21条の許可に係る通知の様式は、病院及び診療所にあつては、別記様式第11-1号とし、助産所にあつては、別記様式第11-2号とする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

チェックリスト（地域医療支援病院の名称承認関係）

※ ○は必須、△は備考欄参照、×は不要

NO.	項目	事前協議	承認申請	備考
1	鑑文書	○	○	事前協議・・・別添様式参照 承認申請・・・県 HP 申請書ダウンロード
2-1	他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類	○	○	国通知様式例第2により作成すること ・国通知及び県通知に基づき、紹介患者、逆紹介患者、救急患者及び初診患者の数を算定すること。 ・次のいずれかに該当すること。 ①紹介率が80%以上（紹介率65%以上であって、承認後2年間で80%を達成することが見込まれること） ②紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上 ③紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上
2-2	2-1について、月ごとの実績を記載した書類	○	○	様式任意
2-3	承認後2年間で紹介率が80%を達成するための具体的な年次計画	△	△	2-1の備考欄①のカッコ書に該当する場合は提出すること。
3-1	救急医療を提供する能力を有することを証する書類	○	○	国通知様式例第3により作成すること ・次に該当すること。 ①救急搬送患者数/救急医療圏人口×1,000が2以上 ②年間の救急搬送患者の受入数が1,000以上 ※①、②以外でも24時間体制救急医療体制で、医療計画に位置づけられた救急医療を行っている場合は、救急医療体制等の確保の観点に基づき認められる場合もあり。
3-2	3-1について、申請する年度の前年度における救急医療搬送患者の月ごとの実績を記載した書類	○	○	様式任意
4-1	地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類	○	○	国通知様式例第4により作成すること ・共同利用を行おうとする医療機関の登録制度が設けられていること。 ・登録制度の担当者が定められていること。
4-2	共同利用に係る運営規定	○	○	・地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されているか。また、そのことが規定に明示されていること。 ・「医師会の会員は登録医師とみなす」等の規定がある場合は、当該医師会との間で当該規定についての合意がなされており、かつ、当該医師会の会員に周知が図られていること。 ・登録医療機関の総数を欄外に記載すること。 ・共同利用のための病床は、概ね5床以上あること。

4-3	医師会等との合意文書（契約書、覚書等）	△	△	・4-2の規定に、「医師会の会員は登録医師とみなす」等の規定がある場合は提出すること。
5-1	地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行なわせる能力を有することの証明	○	○	国通知様式例第5により作成すること ・次に該当していることを確認。 年間12回以上の開催実績（前年度）があること（研修参加者には、申請する病院以外の地域の医師・その他の医療従事者が含まれていること）
5-2	研修目標、研修計画、研修指導体制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラム	○	○	任意様式 ・研修プログラム、研修委員会の議事録（年間計画、実績報告等）、各研修会の開催年月日及びその出席者、職種内訳（申請する病院職員、それ以外の地域の病院等別）等の資料を提出すること
5-3	研修委員会の設置運営規定	○	○	・研修プログラムの管理及び評価を行うためのものであること。
6-1	診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法	○	○	国通知様式例第6により作成すること。
6-2	6-1に係る規定	△	△	規定を設けている場合は提出すること。
7-1	診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類	○	○	国通知様式例第7により作成すること。
7-2	7-1に係る規定	△	△	規定を設けている場合は提出すること。
8-1	医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の設置規定及び委員名簿	○	○	・国通知様式例第8により作成すること。 ・事前協議において、当該委員会が設置されていない場合は、設置規定及び委員名簿は案でも可 ・当該委員会は、国通知第二中、主として5に定められた各事項（（7）を除く。）に関する業務遂行状況について審議し、当該病院の管理者に意見を述べるものであること。 ・当該病院の所在する地域の医療を確保する上で重要な関係を有する者（当該地域の医師会等医療関係団体の代表、県・市町村の代表、学識経験者等） ・当該病院の関係者以外の者が委員の大半を占めること。委員長は、当該病院の関係者以外の者であることが望ましいこと。 ・定期的（半期に1回程度）に開催されるものであること。
8-2	8-1の委員会の委員に係る委員就任承諾書及び履歴書	×	○	
9	病院の位置図及び敷地平面図	○	○	
10	病院の建物平面図及び構造設備一覧	○	○	・医療法第22条各号に掲げる施設に色塗り、網掛け等すること。
11	その他	○	○	国通知様式例第9、10を作成すること。

※国通知・・・「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成10年5月19日健政発第639号）

※県通知・・・「地域医療支援病院に関する説明について」（平成21年9月11日医療第344号）

(様式例1)

入院患者等状況調べ（従業者員数の標準の算出資料）

	1日当りの 平均患者数	延患者数	病床数	備考
入院患者数				
一般				
療養				

※ 1日当たりの平均患者数及び延患者数は、 年 月から 年 月までのものである（申請日前の1年間分）。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定値による。

(様式例 2)

非常勤職員の常勤換算表

1週間あたりの	医師	時間	就業規則・書面・なし
就業時間	その他	時間	平成 年 月 日作成 (改定)

※ 就業規則，書面の提示がなければ 40 時間である。

※ 32 時間未満の場合は，32 時間となる。(32 時間以上勤務している者が常勤，それ以外は非常勤)

職種	非常勤職員氏名	勤務形態	常勤換算計算又は実働	換算後
医師	〇〇 〇〇	毎週 (月・水・金) 1 日	$(7.5 \times 3) \div 40$	0.563
小計	(小数点第 2 位まで合算する。)			
常勤 換算後	(小計の小数点第 2 位を切り捨て、小数点第 1 位とする。)			

※ 職種ごとに算出すること。

(様式例 3)

変更の概要

1 土地・建物の概要

区分	変更前 A	今回変更内容			変更後 A - B + D
		減(取壊等)B	変更等C	増(増築等)D	
床 面 積	階	m ²	m ²	m ²	m ²
	階				
	階				
	階				
	階				
	計				
建築面積					
敷地面積					

2 構造設備比較一覧表 (別紙)

3 病床種別病床数 (病床種別を変更する場合に記載)

区 分	療 養	一 般	計
変更前	()		()
変更後	()		()

* 療養病床のうち、経過措置の適用を受けるもの（いわゆる移行型）があるときは、その病床数を（ ）内に再掲する。

4 患者数状況 (増床又は病床種別の変更により療養病床が増床する場合に記載)

	現 在		増床後 (1日当たり)	備 考
	1日当りの 平均患者数	延患者数		
入院患者数				
	一 般			
	療 養			

※ 1日当たりの平均患者数及び延患者数は、 年 月から 年 月までのものである。
(申請日前の1年間分)

※ 増床後については、3ヶ月後における見込みの数値を記載する。

5 従業者数状況（療養病床が増床する場合に記載）

職 種	従業者数		増員の場合の採用計画等
	現状	増床後見込 (年 月 日)	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	

- ※①職種欄には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、助産師、看護補助者、栄養士を記入すること。
- ②従業者数には、上段には常勤・非常勤を含む全ての従事者数を、下段括弧内には常勤換算後の従事者数を記入すること。
- ③採用計画等欄には、内定者の有無、募集の状況等を記入すること。

6 構造設備の状況（療養病床を有する場合に記載）

施設名	有無	場所	面積	内法面積	設備概要
機能訓練室			m ²	m ²	(主な機械・器具)
食 堂	有・無		m ²	m ²	
浴 室	有・無		m ²	m ²	
談 話 室	有・無 (専用・共用)		m ²	m ²	共用の場合 と共用

(様式例4)

病床変更の概要

1 病床種別病床数

区分	精神	感染症	結核	療養	一般	計
変更前				()		()
変更後				()		()

- * 療養病床のうち、経過措置の適用を受けるもの(いわゆる移行型)があるときは、その病床数を()内に再掲する。

2 病棟別病床数

変更前

場所及び名称								計
種類								
病床数	()	()	()	()	()	()	()	()

変更後

場所及び名称								計
種類								
病床数	()	()	()	()	()	()	()	()

- * 場所及び名称は、階数及び院内の病棟の呼称を記載する。
(例：3F西棟、5FA棟)
- * 種類は、病床の種類を記載する。
(例：精神、感染症、結核、療養、一般、旧老人、旧療養、旧その他)
- * 療養病床のうち、経過措置の適用を受けるもの(いわゆる移行型)があるときは、その病床数を()内に再掲する。

(様式例 6)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所 (所在地)

申請者 (管理者)

氏名 (氏名)

㊟

宿直医師免除申請書

医療法施行規則第9条の15の2の規定により病院に医師を宿直させないことについて次のとおり申請します。

記

病院の名称						
開設の場所						
電話番号						
診療科名						
病床数 (許可病床数を記載してください)	一般 床	療養 床	精神 床	結核 床	感染症 床	合計 床
病院に医師を宿直させない理由						
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連絡体制					
	連絡を受ける医師の場所					
	医師が適切な診療を行える状態の確保の有無	有 ・ 無				

(注) 「医師が適切な診療を行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合には客観的に当該事項が確認できる医療機関内の規定や内規等を添付すること。

別記様式第1号（第2関係）

	浜松市指令	第	号
		年	月
			日
(開設者氏名)			
		浜松市保健所長	印
地域医療支援病院の名称について（承認）			
年 月 日付で申請のあった地域医療支援病院の名称の承認について、医療法第4条第1項の規定により次のとおり承認します。			
記			
所在地			
名称			

別記様式第2号（第4関係）

	浜松市指令	第	号
		年	月
			日
(開設者氏名)			
		浜松市保健所長	印
病院（診療所）の開設について（許可）			
年 月 日付で申請のあった病院（診療所）の開設について、医療法第7条第1項の規定により次のとおり許可します。			
記			
所在地			
名称			
許可病床数		床	

別記様式第3号（第7関係）

	浜松市指令 第 号
	年 月 日
(開設者氏名)	
	浜松市保健所長 印
助産所の開設について（許可）	
年 月 日付で申請のあった助産所の開設について、医療法第7条第1項の規定により次のとおり許可します。	
記	
所在地	
名称	
許可収容定員数	母子

別記様式第4号（第9関係）

	浜松市指令 第 号
	年 月 日
(開設者氏名)	
	浜松市保健所長 印
病院（診療所・助産所）開設許可事項の変更について（許可）	
年 月 日付で申請のあった病院（診療所・助産所）の開設許可事項の変更について、医療法第7条第2項の規定により次のとおり許可します。	
記	
所在地	
名称	
変更の概要	

別記様式第5号（第11関係）

(開設者氏名)	浜松市指令 第 号
	年 月 日
	浜松市保健所長 印
診療所の病床設置について（許可）	
年 月 日付で申請のあった診療所の病床設置について、医療法第7条第3項の規定により次のとおり許可します。	
記	
所在地	
名称	
許可病床数	床

別記様式第6号（第13関係）

(開設者氏名)	浜松市指令 第 号
	年 月 日
	浜松市保健所長 印
診療所の病床設置許可事項の変更について（許可）	
年 月 日付で申請のあった診療所の病床設置許可事項の変更について、医療法第7条第3項の規定により次のとおり許可します。	
記	
所在地	
名称	
変更の概要	

別記様式第7号（第20関係）

(開設者氏名)	浜松市指令 第 号
	年 月 日
	浜松市保健所長 印
病院（診療所・助産所）管理者選任について（許可）	
年 月 日付け申請のあった病院（診療所・助産所）の管理者について、医療法第12条第1項ただし書の規定により次のとおり許可します。	
記	
所在地	
名称	
管理者住所	
管理者氏名	

別記様式第8号（第21関係）

(開設者氏名)	浜松市指令 第 号
	年 月 日
	浜松市保健所長 印
病院（診療所・助産所）管理者兼任について（許可）	
年 月 日付け申請のあった病院（診療所・助産所）の管理者について、医療法第12条第2項の規定により許可します。	
記	
所在地	
名称	
管理者住所	
管理者氏名	

別記様式第9号（第23関係）

(開設者氏名)	浜松市指令 第 号
	年 月 日
	浜松市保健所長 印
病院宿直医師免除について（許可）	
年 月 日付で申請があった病院宿直医師免除について、医療法第16条ただし書の規定により次のとおり許可します。	
記	
所在地	
名称	

別記様式第10号（第25関係）

(開設者氏名)	浜松市指令 第 号
	年 月 日
	浜松市保健所長 印
病院（診療所）専属薬剤師免除について（許可）	
年 月 日付で申請があった病院（診療所）専任薬剤師免除について、医療法第18条ただし書の規定により次のとおり許可します。	
記	
所在地	
名称	

別記様式第 1 1 - 1 号 (第 2 6 関係)

(開設者氏名)	浜松市指令 第 号 年 月 日 浜松市保健所長 印
病院 (診療所) 構造設備の使用について (許可)	
年 月 日付で申請のあった病院 (診療所) の構造設備の使用について、医療法第 2 7 条の規定により次のとおり許可します。	
記	
所在地	
名称	
許可病床数	床

別記様式第 1 1 - 2 号 (第 2 6 関係)

(開設者氏名)	浜松市指令 第 号 年 月 日 浜松市保健所長 印
助産所構造設備の使用について (許可)	
年 月 日付で申請のあった助産所の構造設備の使用について、医療法第 2 7 条の規定により次のとおり許可します。	
記	
所在地	
名称	
許可収容定員数	母子